東京水道株式会社総合評価方式（試行）
公表事項
（案件別試行実施要領）

件　名　：　　多摩水道統合管理室管内水道施設点検作業委託

令和4年6月

確かなサービスで、水と人の未来を創る
東京水道株式会社

１　総合評価方式（試行）の適用理由及び公表事項の適用

本案件は、作業の品質確保を目指し、入札の際に価格と技術力等を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（試行）を適用する案件である。

その件名、場所及び概要は、次のとおり。

（1）　件　　名

多摩水道統合管理室管内水道施設点検作業委託

（2）　履行場所

立川市、府中市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、東大和市、東久留米市、西東京市、国立市、武蔵村山市、清瀬市及び昭島市内に設置された東京都水道局所管の浄水所等の水道施設

（3）作業概要

本要領で評価の対象となる作業は「点検作業」、「保全作業」、「採水作業」及び「事故故障等異常時の対応に係る作業」

２　提出資料の様式及び提出方法

当該競争入札に参加を希望する者で、「入札参加資格審査結果通知書」により入札参加資格の確認の通知を受けた者（以下、「入札参加者」という。）は、次の資料を提出する。なお、提出にあたっては、（1）から（6）の順で左辺を二か所で綴じる。

また、別添の書類がある場合は、該当する様式に続いて綴じる。

（1）多摩水道統合管理室管内水道施設点検作業委託　技術提案書（表紙）

（2）人員配置計画（業務責任者）申告書（様式１）

（3）人員配置計画（作業員）申告書（様式２）

（4）ISO認証取得申告書（様式３）

（5）本店又は営業所の所在地申告書（様式４）

（6）ＣＳＲ取組み状況申告書（様式５）

３　総合評価の方法及び落札者の決定方法

（1）　総合評価方式（試行）の評価は、価格点と技術点を合計した評価値によりおこなう。

（2）　入札価格が予定価格の制限の範囲内であるもののうち、価格点と技術点の合計である評価値の最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、当該者によるくじ引きにより、落札者を決定する。この場合において、くじ引きに出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない東京水道株式会社（以下「当社」という。）社員にくじを引かせ、落札者を決定する。

４　価格点の評価方法

価格点の評価は、次のとおり。

〇算定式　（上限は３０点とする。）

$$価格点 = 30 \times \frac{最低入札価格}{当該入札参加者の入札価格}$$

・小数点以下第２位四捨五入

５　技術点の評価項目

技術点の評価は、「企業の技術力・業務経験」及び「企業の信頼性・社会性」から算定するものとし、技術点の評価項目、技術点の評価項目ごとの評価点は次表のとおりとし、技術点の上限は７０点満点とする。ただし、「人員配置計画（業務責任者）」の項目に関し、仕様書の定める基準（「多摩水道統合管理室管内水道施設点検作業委託仕様書」第３章の３．２の（３））を満たさない場合は、技術点は０点とする。

〇「技術点評価項目一覧」

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th colspan="2">評価項目</th><th colspan="2">点数上限</th></tr>
<tr><td rowspan="10">技術点</td><td rowspan="3">企業の技術力・業務経験</td><td colspan="2">人員配置計画（業務責任者）</td><td>6</td><td rowspan="3">６５</td></tr>
<tr><td colspan="2">人員配置計画（作業員）</td><td>５７</td></tr>
<tr><td colspan="2">企業の同種作業に関する実績</td><td>2</td></tr>
<tr><td rowspan="7">企業の信頼性・社会性</td><td colspan="2">事故及び不誠実な行為の有無</td><td>－５</td><td rowspan="7">5</td></tr>
<tr><td colspan="2">ISO9001 及び ISO14001 の認証取得の有無</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">地域内における本店又は営業所所在の有無及び緊急時応援体制の確保</td><td>2</td></tr>
<tr><td rowspan="4">CSR取組み状況</td><td>国又は普通地方公共団体が定める「環境配慮に関する認定等」の有無※</td><td rowspan="4">2</td></tr>
<tr><td>障害者雇用の実績の有無※</td></tr>
<tr><td>国又は普通地方公共団体が定める「仕事と家庭の両立支援配慮に関する認定等」の有無※</td></tr>
<tr><td>国又は普通地方公共団体が定める「女性活躍推進に関する認定等」の有無※</td></tr>
<tr><td colspan="2">都内中小企業との共同企業体結成の実績の有無※</td><td>2</td></tr>
</table>

「※」が表記されている評価項目については、複数の実績を有している場合でも２点を上限とする。

６　技術点の評価方法

（１）人員配置計画の評価方法

人員配置計画の評価は、基礎点、有効資格、実務経験及び配置予定者数により次のとおり評価す

る。

ア　有効資格の評価

有効資格は、令和４年８月以降有効である資格を、別表「評価基準」のとおり評価し、基礎点に加算する。ただし、複数の資格を有する場合は最上位の資格をひとつのみ評価する。

イ　実務経験の評価

実務経験の評価対象となる経歴は、競争入札参加申込受付期間の末日の時点で、上水道施設、下水道施設及び工業用水道施設において運転又は点検維持保全業務（２４時間３６５日）に6か月以上継続して従事した期間の延べ年数に応じ、別表「評価基準」のとおり評価し、上記アで算出した値に係数を乗ずる。

ウ　配置予定者数の評価（「人員配置計画(作業員)」の項目にのみに適用）

作業員の配置予定者数に応じ、別表「評価基準」のとおり評価し、上記イで算出した各作業員の評価点の総和に係数を乗ずる。

（2）「人員配置計画（業務責任者）」の評価点算定方法

〇算定式　（6点を上限とする。）

人員配置計画（４．０）＝（基礎点（業務責任者）＋有効資格加算）×　実務経験係数　≦ ６

・小数点以下第2位四捨五入

・有効資格加算は、別表「評価基準」の表１「業務責任者の有効資格加算」による。

・実務経験係数は、別表「評価基準」の表２「業務責任者の実務経験係数」による。

なお、競争入札参加者は、算定の根拠資料として「人員配置計画（業務責任者）申告書（様式１）」を提出する。

（3）「人員配置計画（作業員）」における各作業員の評価点算定方法

〇各作業員の算定式

作業員Ｋ　＝　（基礎点（２．０）＋　有効資格加算）×　実務経験係数

・有効資格加算は、別表「評価基準」の表3「作業員の有効資格加算」による。

・実務経験係数は、別表「評価基準」の表4「作業員実務経験係数」による。

〇「人員配置計画（作業員）」の算定式　（５７点を上限とする。）

$$\text{人員配置計画（作業員）} = \sum_{K=1}^{\text{配置予定者数}} \text{作業員K} \times \text{配置予定者数係数} \leqq 57$$

・小数点以下第２位四捨五入

・配置予定者数係数は、別表「評価基準」の表5「配置予定者数係数」による。

・算定式の配置予定者数は、「人員配置計画（作業員）申告書（様式２）」で提出された作業員のうち、評価点の高い方から２３名とする。

・作業員は、１日７時間以上、一週実働３５時間以上、並びに午前１０時から午後３時の間、

業務に従事することができる場合に評価する。（土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始、並びに休憩時間を除く。）

なお、競争入札参加者は、算定の根拠資料として「人員配置計画（作業員）申告書（様式２）」を提出する。

（４）「企業の同種作業に関する実績」の評価点算定方法

「企業の同種作業に関する実績」は、２点満点とし、入札参加者が競争入札参加申込受付期間の末日の１０年前の日が属する年の4月1日から起算して１０年の間に、１案件において浄水場を含む複数の水道施設（給水所、配水所等）の点検作業が含まれる業務（２４時間３６５日）を１年以上継続して受託、履行していた場合、別表「評価基準」の表６「企業の同種作業に関する実績の算定基準」のとおり評価し、算定する。

なお、この項目は、参加希望時に提出する「受託業務実績報告書（付帯書類含む）」を算定の根拠資料とする。（「入札要件説明書」10の（１）参照）

（５）「事故及び不誠実な行為の有無」の評価点算定方法

「事故及び不誠実な行為の有無」は、－５点とし、別表「評価基準」の表７「事故及び不誠実な行為の有無の算定基準」のとおり評価し、算定する。

（６）「ISO9001及びISO14001の認証取得の有無」の評価点算定方法

「ISO9001及びISO14001の認証取得の有無」は、１点満点とし、別表「評価基準」の表８「ISO9001及びISO14001の認証取得の有無の算定基準」のとおり評価し、算定する。

なお、競争入札参加者は、算定の根拠資料として「ISO認証取得申告書（様式３）」を提出する。

（７）「地域内における本店又は営業所所在の有無及び緊急時応援体制の確保」の評価点算定方法

「地域内における本店又は営業所所在の有無及び緊急時応援体制の確保」は、２点満点とし、入札参加者の本店又は営業所の所在地が、競争入札参加申込期間の末日が属する年の４月１日において、東京都・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・神奈川県・山梨県の1都7県にあり、緊急時において速やかに応援要員を確保できる場合、別表「評価基準」の表９「地域内における本店又は営業所所在の有無及び緊急時応援体制の確保の算定基準」のとおり評価し、算定する。

なお、競争入札参加者は、算定の根拠資料として「本店又は営業所の所在地及び緊急時応援体制申告書（様式４）」を提出する。

（８）「環境への配慮実績」の評価点算定方法

「環境への配慮実績」は、１点満点とし、入札参加者が競争入札参加申込期間の末日が属する年の４月１日において、国又は普通地方公共団体が定める「環境配慮に関する認定等」を1件以上有する場合、別表「評価基準」の表１０「環境への配慮実績の算定基準」のとおり評価し、算定する。

なお、競争入札参加者は、算定の根拠資料として「ＣＳＲ取組み状況申告書（様式５）」を提出する。

（9）「雇用・就業への配慮実績」の評価点算定方法

「雇用・就業への配慮実績」は、１点満点とし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年７月２５日法律第１２３号）に基づき、報告義務のある入札参加者における障害者の実雇用率を別表「評価基準」の表１１「雇用・就業への配慮実績の算定基準」のとおり評価し、算定する。

なお、競争入札参加者は、算定の根拠資料として「ＣＳＲ取組み状況申告書（様式５）」を提出する。

（１０）「仕事と家庭の両立支援配慮実績」の評価点算定方法

「仕事と家庭の両立支援配慮実績」は、１点満点とし、入札参加者が競争入札参加申込受付期間の末日が属する年の４月１日の時点において、国又は普通地方公共団体が定める「仕事と家庭の両立支援配慮に関する認定等」を1件以上有する場合、別表「評価基準」の表１２「仕事と家庭の両立支援配慮実績の算定基準」のとおり評価し、算定する。

なお、競争入札参加者は、算定の根拠資料として「ＣＳＲ取組み状況申告書（様式５）」を提出する。

（１１）「女性活躍推進の実績」の評価点算定方法

「女性活躍推進の実績」は、１点満点とし、入札参加者が競争入札参加申込受付期間の末日が属する年の４月１日の時点において、国又は普通地方公共団体が定める「女性活躍推進に関する認定等」を1件以上有する場合、別表「評価基準」の表１３「女性活躍推進の実績の算定基準」のとおり評価し、算定する。

なお、競争入札参加者は、算定の根拠資料として「ＣＳＲ取組み状況申告書（様式５）」を提出する。

（１２）「都内中小企業との共同企業結成の有無」の評価点算定方法

「都内中小企業との共同企業結成の有無」は、１点満点とし、入札参加者が競争入札参加申込受付期間の末日の５年前の日が属する年の4月1日から起算して５年の間に、競争入札参加者が共同企業体を結成し、その構成員のいずれかが本店所在地が都内である中小企業（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和４１年６月３０日法律第９７号）第２条第１項の規定よるもの）であり、かつ、その出資比率が２０％以上である場合を別表「評価基準」の表１４「都内中小企業との共同企業結成の有無の算定基準」のとおり評価し、算定する。

なお、競争入札参加者は、算定の根拠資料として「ＣＳＲ取組み状況申告書（様式５）」を提出する。

（１３）前項（8）から（１２）に規定する実績については、複数の実績に該当する場合、いずれか２つの実績を評価する。

7　配置予定者の取扱い

（1）提出資料に記載された配置予定者については、原則として委託契約完了まで変更することができない。

ただし、発注者がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。」

この場合、変更後の「配置予定者数」、「業務責任者の実務経験及び有効資格」及び「作業員の実務経験及び有効資格」に係る点数の合計は、変更前の「配置予定者数」、「業務責任者の実務経験及び有効資格」及び「作業員の実務経験及び有効資格」に係る点数の合計以上とする。

（2）配置予定者の変更を発注者がやむを得ないと認めない場合、又は変更を発注者がやむを得ないと認めた場合であっても変更後の「配置予定者数」、「業務責任者の実務経験及び有効資格」及び「作業員の実務経験及び有効資格」に係る点数の合計が変更前の「配置予定者数」、「業務責任者の実務経験及び有効資格」及び「作業員の実務経験及び有効資格」に係る点数が合計未満のとき、申込時提出資料に虚偽の記載をしたものとして取り扱うことがある。

8　提出資料の虚偽の記載をしたことが明らかとなった場合

契約締結後において、提出資料に虚偽の記載をした場合、当社の「業務委託等指名競争入札指名基準」第５の第一号または第四号に該当するものとして、指名の制限を行うことがある。

9　その他の留意事項

（1）提出資料の提出後は、原則として記載された内容の変更を認めない。ただし、発注者がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

（2）提出資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とし、返却はおこなわない。

（3）提出資料は、提出者の同意なしに本案件に係る審査（提出者が契約の締結に至った場合については契約の履行を含む）以外に使用しない。また、提出者の同意なしに第三者に提供することはない。

（4）入札に関する手続等に関しては、入札要件説明書を参照のこと。

以上

別表

評価基準

表１「業務責任者の有効資格加算」

ランク	資格の名称	有効資格加算
Ａランク	・技術士（上下水道部門、電気電子、機械） ・水道浄水施設管理技士２級以上 ・電気主任技術者３種以上 ・電気工事士１種 ・甲種危険物取扱責任者	１．５
Ｂランク	・技術士補（上下水道部門、電気電子、機械） ・水道浄水施設管理技士３級 ・乙４類危険物取扱責任者 ・電気工事士２種	１．０
Ｃランク	上記以外	０．０

表２「業務責任者の実務経験係数」

業務責任者の実務経験	実務経験係数
１５年以上	１．１
１０年以上１５年未満	１．０
１０年未満	０．９

表３「作業員の有効資格加算」

ランク	資格の名称	有効資格加算
Ａランク	・水道浄水施設管理技士３級以上 ・電気工事士２種以上 ・乙４類危険物取扱責任者以上	１．０
Ｂランク	・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 ・特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者	０．５
Ｃランク	上記以外	０．０

表４「作業員の実務経験係数」

作業員の実務経験	実務経験係数
３年以上	１．１
１年以上３年未満	１．０
１年未満	０．９

表５「配置予定者数係数」

配置予定者数※	予定者数係数
２３名以上	０．８２
２２名	０．７８
２１名	０．７４
２０名	０．７０
１９名以下	０．００

※配置予定者数：業務責任者を除く作業員数

表６「企業の同種作業に関する実績の算定基準」

同種作業に関する実績	点数	満点
入札参加者が競争入札参加申込受付期間の末日の１０年前の日が属する年の４月１日から起算して１０年の間に、下記の作業を含まれる業務（２４時間３６５日）を１年以上継続して受託、履行していた。 ・浄水処理能力の合計が日量９万立方メートル以上の浄水場を含む複数の水道施設（給水所、配水所等）の点検作業	２	２
入札参加者が競争入札参加申込受付期間の末日の１０年前の日が属する年の４月１日から起算して１０年の間に、下記の作業を含まれる業務（２４時間３６５日）を１年以上継続して受託、履行していた。 ・浄水処理能力の合計が日量６万立方メートル以上９万立方メートル未満の浄水場を含む複数の水道施設（給水所、配水所等）の点検作業	１	
上記以外	０	

表７「事故及び不誠実な行為の有無の算定基準」

事故及び不誠実な行為の有無	点数	満点
入札参加者が２０２０年から競争入札参加申込受付期間の末日の間に東京都が定める競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていた場合	－５	－５
上記以外	０	

表８「ISO9001及びISO14001の認証取得の有無の算定基準」

ISO9001 及び ISO14001 の認証取得状況	点数	満点
ISO（国際標準化機構）9001 及び ISO（国際標準化機構）14001 のいずれか又は両方を認証取得している場合	1	1
上記以外	0	

表９「地域内における本店又は営業所所在の有無及び緊急時応援体制の確保の算定基準」

本店又は営業所所在	点数	満点
入札参加者の本店又は営業所の所在地が、競争入札参加申込期間の末日が属する年の４月１日において、東京都・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・神奈川県・山梨県の１都７県にあり、緊急時において早急に応援要員を確保できる場合	2	2
上記以外	0	

表１０「環境への配慮実績の算定基準」

環境配慮に関する認定等	点数	満点
入札参加者が競争入札参加申込期間の末日が属する年の４月１日において、国又は普通地方公共団体が定める「環境配慮に関する認定等」を１件以上有する場合	1	1
上記以外	0	

表１１「雇用・就業への配慮実績の算定基準」

障害者雇用の実績	点数	満点
障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年７月２５日法律第１２３号）第４３条第７項に規定する厚生労働大臣への報告義務がある入札参加者が競争入札参加申込期間の末日の前年に提出した障害者雇用状況報告書における実雇用率が法廷雇用率を上回る場合 なお、特例制度による障害者雇用状況報告は評価しない	1	1
上記以外	0	

表１２「仕事と家庭の両立支援配慮実績の算定基準」

仕事と家庭の両立支援配慮に関する認定等	点数	満点
入札参加者が競争入札参加申込受付期間の末日が属する年の４月１日の時点において、国又は普通地方公共団体が定める「仕事と家庭の両立支援配慮に関する認定等」を１件以上有する場合	1	1
上記以外	0	

表１３「女性活躍推進の実績の算定基準」

女性活躍推進に関する認定等	点数	満点
入札参加者が競争入札参加申込受付期間の末日が属する年の４月１日の時点において、国又は普通地方公共団体が定める「女性活躍推進に関する認定等」を１件以上有する場合	1	1
上記以外	0	

表１４「都内中小企業との共同企業結成の有無の算定基準」

都内中小企業との共同企業結成実績	点数	満点
入札参加者が競争入札参加申込受付期間の末日の５年前の日が属する年の４月１日から起算して５年の間に、競争入札参加者が共同企業体を結成し、その構成員のいずれかが本店所在地が都内である中小企業（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年6月30日法律第97号）第２条第１項の規定よるもの）であり、かつ、その出資比率が20%以上である場合	1	1
上記以外	0	